岸和田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針による手続きの流れ

申請者　　市

事業計画、住民説明会計画書等の提出
【内容】
・施設の設置等に関する計画
・施設の公害の防止及び維持管理に関する計画
・環境配慮に関する計画
・関係地域の範囲
・縦覧及び説明会開催の計画

→ 事業計画、住民説明会計画書等の受理

⇩

関係住民に縦覧、説明会の周知

⇩

縦覧、説明会の開催
【内容】
・施設の設置等に関する計画
・施設の公害の防止及び維持管理に関する計画
・環境配慮に関する計画

⇩

関係住民から意見聴取
（縦覧終了の翌日から起算して２週間）

⇩

事前協議書の提出
・施設の設置等に関する計画
・施設の公害の防止及び維持管理に関する計画
・環境配慮に関する計画
・縦覧及び説明会に関する事項
・聴取した意見に関する事項

→ 事前協議書の受理

↓

協議結果調書の送付 → ⇩

必要な措置を講じる

⇩

許可申請の提出 → 許可申請の受理